

高知縣市町村総合事務組合特別ほう賞金支給条例施行規則

平成17年2月1日規則第22号

(目的)

第1条 この規則は、高知縣市町村総合事務組合特別ほう賞金支給条例（平成17年条例第25号。以下「特別ほう賞金支給条例」という。）第6条の規定に基づき、特別ほう賞金の支給手続き等に関し必要な事項を定める。

(請求)

第2条 高知縣市町村総合事務組合同約（平成17年高知県指令16高市振第1983号）第3条第1項第6号に掲げる事務を共同処理する団体（以下「構成団体」という。）の長は、特別ほう賞金支給条例第2条の該当者が発生した場合は、別記様式第1号による特別ほう賞金支払請求書をすみやかに管理者に提出するものとする。

2 前項の支払請求書には次の関係書類を添付するものとする。

- (1) 功績調書（別記様式第2号）
- (2) 履歴書
- (3) 災害発生を確認した者の現認書又は事実調査書
- (4) 災害の概要及び現場写真又は見取図
- (5) 住民台帳の謄本、殉職者の場合は戸籍の謄本
- (6) 死亡診断書、障害者は、その程度を明らかにする医師の診断書
- (7) 事実婚の者はその証明書（市町村長又は民生委員証明）
- (8) その他参考となる事項及び資料

(支給等)

第3条 管理者は、構成団体の長から前条に規定する請求書の提出があったときは、すみやかに調査を行い、特別ほう賞金を決定し、構成団体の長に支給するものとする。

2 構成団体の長は組合から支給を受けた場合は、すみやかに当該者又はその遺族に支給するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

年 月 日

高知縣市町村総合事務組合管理者 様

構成団体の長 印

特別ほう賞金支払請求書

下記の者に対し特別ほう賞金を支給されたく別紙関係書類を添えて請求します。

記

ふりがな 氏 名		生年月日 〈 歳 〉	
現 住 所			
職 業			
事故発生の日時			
事故発生の場所			
事故発生の状況			
死亡〈障害〉日時			
死亡〈障害〉場所			
死亡〈障害〉 までの経過			
そ の 他			

功 績 調 書

本 籍	
現住所	
	職 業
	ふりがな
	氏 名
1 性 行	
2 事 績	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

構成団体の長 印